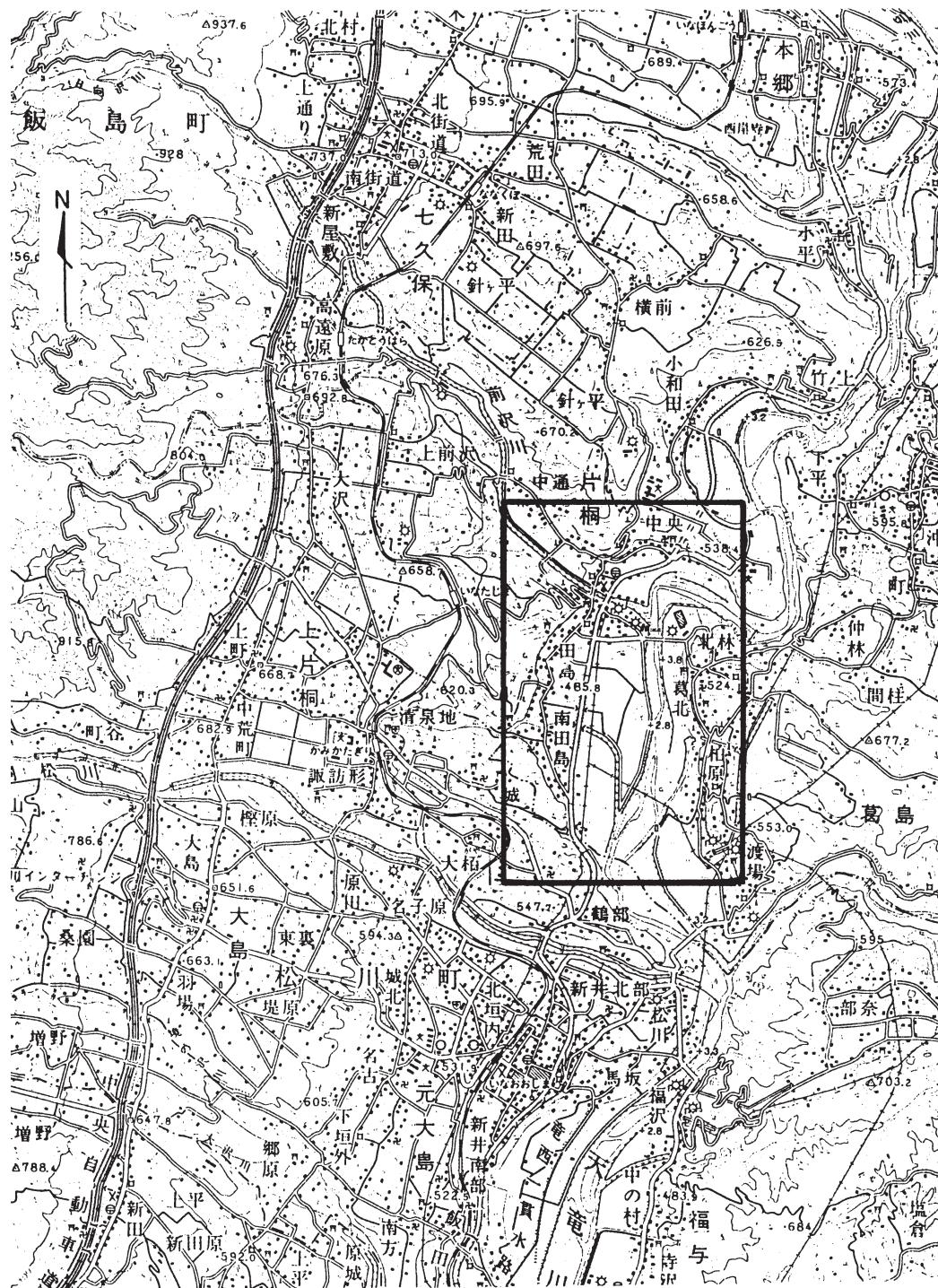


理 兵 衛 堤 防

下 平 元 護



松村理兵衛忠欣画像



## 目 次

はじめに

水害の地片桐

他の地への移住

理兵衛堤防に立つて

理兵衛堤防の築堤

対岸の村との出入り

堤防を築いた松村家

終わりに

註

参考文献

理兵衛堤防築堤年表

天竜川災害年表

34 33 29 29

25 21 7 7 6 5

# 理兵衛堤防

## 水害の地片桐

### はじめに

世に言われる理兵衛堤防のある片桐かたぎり（現上伊那郡中川村片桐）の地は、伊那谷の地形的特徴である河岸段丘を、西方の山岳地帯より東方に向かって流れ下り、天竜川に注ぐ前沢川をはじめとする数条の河川によつて侵食されて、いわゆる田切地形を形成し、雨期ともなれば、付近一帯の雨水はこれらの河川に集中して氾濫し、その度にこの流域の各地は、田畠などの耕地は申すまでもなく、家屋敷までも甚大な被害を被ることは、往時より数限りなくあつたのであります。特に、理兵衛堤防と密接な関係のある前沢川の氾濫は、築堤工事にとつて少なからぬ影響を与えていたものと思われます。

一方、天竜川の洪水、氾濫や、それに伴つた災害の状況など、既に各地において幾多の調査もなされ発表されてい

るところですが、片桐の地も例外ではなく、度重なる水害の跡を史料によつて知ることができます。

理兵衛堤防のある地は、現在は田島地籍ですが、当時の前沢村、それに隣接する田島村の両村に關係する古文書の中には水害に関するものが多く見られ、いかに洪水による災害と、またそれに伴う生活苦との闘いの連續であつたか、想像に難くないところであります。

一度水害に襲われればその流域はいうまでもなく、村全体が計り知れない困難に直面し、その惨状は、今日では到底想像も及ばないものであつたろうと思われるが、その度ごとにこれを克服して、ともかく、耕地を、生活を守り抜いてきたのであります。自力のみでの復旧は到底かなわない困難な場合が多かつたので、領主である幕府へ救済の嘆願をし、あわせて自力での復旧にと、ひたすら心血をそいで努力を重ね、生き抜いてきました。殊に正徳五年（一七一五）の洪水は、いわゆる「未満水」といわれていて、歴史に残るまれにみる大洪水で、非常の大灾害を被つたの

であります。昭和三十六年に当地方を襲つた集中豪雨による大災害のとき、未満水以来の大災害であると語り継がれていたことを思い起こしてみても、いかに災害が大きかつたか、また、その惨状を推測できます。

このとき松村家は、理兵衛忠欣（理兵衛堤防の初代）の養父である忠範の代で、この被害によつて飢えに苦しむ多くの村の人々を救済し、そのために、ついに貧困に陥つてしまつた（後記）と記録されているのをみても、この正徳五年の大満水の、この村における被害がいかに甚大なものであつたか、思い知らされるのであります。

当時の前沢村、田島村の関係文書として残つている正徳五年の「請取申す金子の事」、「川除普請扶持米の事」、「御年貢納むべき割り付け」、「川除御普請下組み書」、同六年の「恐れながら書き付けを以て願い奉り候事」などは、このときの災害に対する救済を願い出たものであり、川除・水害復旧の助成を幕府に陳情したものであります。護岸施設の決壊と、大石や土砂の流入のため流失した耕地・家屋敷などの流失損傷、一面の河原と化してしまつた沿岸一帯の荒廃した姿、農民の受けた打撃は、筆舌に尽くし難い甚大なものであつたことがうかがえるのであります。

寛永元年（一六二四）に天竜川をはじめとして各河川の大洪水があり、地域一帯大水害を被りました。村民の一部の人々は、打ち続く災害に堪え兼ねてこの地を見捨て、七窪（七久保、現飯島町七久保）の地に移住し、その地を開拓して永住するという状態であります。昭和三十六年に受けた中川村の大災害（三六災害）の当時が、さまざまとよみがえつてくるのであります。

寛永十二年（一六三五）には、後に理兵衛堤防を築堤した松村家の祖、松村理兵衛忠興（家系図によれば五代目）は水害によつて大被害を受け、ついにこの地を去つて七窪（七久保）へ移住のやむなきに至つたのであります。

十数年後再びこの地に帰り、荒廃した耕地の復旧・開拓に努め、やがて理兵衛堤防の築堤へとつながつていくのであります。

こうしてみても、この地域が、打ち続く天竜川をはじめとする河川の氾濫に見舞われ、このような惨害をしばしば経験した当時の村民の苦しみ、苦労がいかに大きなものであつたか、今日の私たちの想像も及ばないところであります。

## 他の地への移住

す。

こうした時代にあって、莫大な自費も投じて水防工事に成功し、多くの人々の生活の基盤である農地を水害から守り抜き、今日の姿があることを思うとき、先人たちのこの業績は偉大なものであつたといわねばならないと思うのであります。

### 理兵衛堤防に立つて

今日、わずかに残されている理兵衛堤防上にたつて周囲を眺め渡すとき、この堤防に続く上・下流は近代的築堤工事が施された、堅固な護岸の姿を見ることができます。

南は、天竜の流れに沿つておよそ百町歩に及ぶ田園が広と開け、見るからに豊かな穀倉地帯となっています。ここが、そこに住む人々の生活を支えた田地のあつた所であり、天竜の洪水の度毎に流失を繰り返し、生活を守るための苦闘が繰広げられた地なのです。

### 理兵衛堤防の築堤

西側の段丘に沿つて当時の幹線道路が走り、田島の屋並を望むことができます。そこからは、豊かな生活の息吹がひしひしと感じ取られ、稔り豊かな、平和な田園風景が展

開されています。

近年の道路網の発達にともない、田園の中を国道一五三号線が南北に延び、はるか西方の中央高速道と共に、交通に、物資の輸送にと、交通上の大動脈となっています。沿道には点々と建築工事も見られるようになり、新しい時代の波がひしひしと感じられるのであります。そこには過ぎし時代、度重なる災害にもめげず、あらゆる困難にも屈せず、身命を堵して災害対策に苦闘を繰り返し、生活を守り抜いてきた先人の辛苦の姿は想像することも出来ません。

寛延三年（一七五〇）理兵衛忠欣の悲願によつて始めた大石積みによる護岸工事、完成まで五十八か年にわたつて繰りひろげられた苦難の道に思いを馳せるとき、現在に生活するものの幸を知らねばなりません。同時に、祖先から残されたこの偉業をできるかぎりつまびらかにし、後世へと伝えていかなければならないと思うのであります。

理兵衛堤防は、江戸時代に松村理兵衛忠欣、常邑、忠良と三代にわたつて、度重なる天竜川の氾濫によつて起ころ

災害からその地を守り、そこに住む人々の生活を守るためには、計り知れない困難を克服し、あらゆる困苦を乗り越えて完成に至った堤防であります。そこには、幕府からの助成もありましたが、それ以上に莫大な私財が投入されているのであります。

片桐の地は往古より、天竜川を始めとする各河川の氾濫により幾度となく甚大な被害を被り、あるときは、このようない地に見切りを付けて、松村家も含めて他の地へ移住のやむなきに至つた人々のあつたほどの大打撃を受けたことは明らかであり、その歴史は、はるか遠くまで遡らねばなりません。理兵衛堤防に直接関係を持たない水害も含めて、

往古よりの災害の歴史を明らかにすることは、今後の調査研究を待たねばならない問題ですが、とにかく、理兵衛堤防はこのような水害の歴史的背景を持つた地に築き立てられたのであります。

今日、一般に理兵衛堤防と呼ばれているものは、安永元年（一七七二）より始めて文化五年（一八〇八）に完成した堤防を指しています。しかし、この堤防が完成する以前より度重なる天竜川の洪水により、その都度大きな災害を被っていた地域であるので、当然、川除普請に努力が続けられていたことは想像に難くないところですが、ことに理

兵衛堤防の位置するところは、前沢川が天竜川に合流する地点であり、天竜川の川瀬も極めて水当たりの強い場所です。したがつて、一旦洪水に見舞われると、前沢村をはじめとして、天竜の流れに沿つて南に開ける田島、上片桐、片桐町に関係するおよそ千石の田地へ天竜川が切れ込み、本瀬が貫流するという状態であります。事実、安永元年以前の寛延三年（一七五〇）に、理兵衛忠欣によつて、大石積の大工事が行われていたのであります。

忠欣の養父である理兵衛忠範の晩年には、今日の世においても語り継がれている「未満水」（正徳五年）の大災害に遭遇しました。

文書を借りれば、

「霖雨連旬 山崩れ 谷溢れ 洪水滔々として至り 為に田園悉く荒廃し 村民飢えの声を発するもの多きを憐れみ 家資を傾けて是を救うて 遂に貧困に陥れり。」

と、あります。災害の惨状を彷彿させるものがあります。荒廃した田地、また耕地を流失して飢えに苦しむ人々を私財をなげうつて救済し、そのためには家産が傾き、自らが貧困に陥つてしまつたことが知れるのであります。

忠欣は、このような状況のもとに忠範の養子に迎えられたのであります。享保六年（一七二一）にこの世に生をう

けた忠欣は、幼少の頃よりこの地域一帯の百姓の被る莫大の損害と、ひいては、これによつて受けける深刻な生活の困苦がいかに悲惨なものであるかを目のあたりにし、自ら経験していた身として心中期するものがあつたに違ひないと思われるのであります。

まず、名主としてその役を勤めながら、遺産の一部を処分したり、新しく酒造の業を始めるなどして、傾いた家運を挽回することに努めたのであります。

やがて家産も旧に復するに及んで、何としても天竜川沿岸に大規模な川除普請を施し、強固な護岸工事をもつてこの苦境から脱却して、困窮の生活を救うべく築堤工事に取り掛かるのであります。残念ながらこの当時の史料は見当たらないのですが、後世（天保三年）になつて、幕府よりのお尋ねに答えて、松村家より奉行所に差し出した文書その他が残されています。

寛延二年（一七五〇）、年来の悲願である天竜川沿岸の治水工事に着手せんとして、およそ千石の地に堤防を築きたいと願い出たのであります。ところが、これより以前の元禄・元文（一七三六～一七四〇）時代のころには、大水害に対して幕府より費用を得て普請が行われていたと記された文書も見られるが、この寛延の頃には助成もなく、度重

なる災害によつて疲弊した百姓の力では、流失した耕地の復旧はもとより、大規模な治水工事などは到底望み得べくもなかつたことでしようが、幸いにも幕府の許可を得ることができたので、大石積の工事に取り掛つたのであります。忠欣の並々ならぬ決意が窺い知れるのであります。

### 天竜川通り字前沢川渡御普請所

#### 元大別おおわけ（註1）古石積み

#### 壱ヶ所

平均、高さ四間余、馬踏ばふみ一間であります。これに要した石は八百四十坪で、人足は二万五千二百人を要しているのであります。ところが、このように多くの人足と私財を投じて築き立てた堤防も、水衝りが極めて強く、以後引き続く満水による決壊、損傷などによつて、明和八年（一七七一）までの二十一か年の間に、五度築き立てしなければならなかつたのであります。五度目の工事はこれまでの経験に基づき、松の生木を敷き木にし、いかだを造つて大石を載せ筏とともに水底へ沈め、基礎固めを施し、これによつて漸く保つことができるようになつたのであります。この水中へ大石を沈める工事に、三か年余もかかつたと記されました。いかに難工事であつたか、苦心のほどが偲ばれます。

す。

寛延三年（一七五〇）より始めて、宝暦・明和と二十一か年の間、大よそ見積もつて人足六万二百人、この賃金は二千五百十両となっています。地車・舟などを使って工事を行い、堤防と、外に數カ所の石積み・枠固い・聖牛を施したのであります。

これとは別に、宝暦六年（一七五六）、明和二年（一七六五）两年の満水に当たつての川除普請入用について、当時の自普請仕様帳がないので、竹木その他の見積りは不明であるが、およそ二千両余りかかるのであります。

更にこの二十一か年の間、破損箇所の修復、その外補修のため続き枠・聖牛・竹木代、人足賃、そして所々の川べり通りの囲い、石積み人足賃の払い等々で、一か年に百両余ずつ、合計して二千五百両を費やしているのであります。なお、工事に当たつては冬・春の農閑期の百姓の稼ぎによるようになると定めて工事を進めたのであります。農閑期に収入のなかつた当時において、生活苦にあえぐ多くの人々の救済的側面を持つていたことも見逃せないと思います。現存する堤防の築堤以前から、理兵衛忠欣によつてこの場所に大がかりな治水工事が行われていたことを知ることができます。

田地も元通りに復旧した姿を見て、ときの飯島代官今井平三郎はその功を賞して、苗字帶刀を願い出るよう勧めたが、忠欣は百姓の身で畏れ多いと固く辞退したのであります。

#### 【参考史料】

恐れながら前々定式御普請所 宝暦以来

自普請差し加え金の訳 御尋ニ付き大凡積もり

取り調べ仕り申し上げ奉り候

天流（竜）川通 字前沢川渡御普請所

元大判  
古石積

一、大石積 延長三拾間 壱ヶ所

敷水底 捨て石共 腹附まで幅十二間

平均 馬踏み 弐間

高さ 四間余り

当時元川附洲（註2）置き上げ埋め込み 雜木柳

立ちにてまかり在り申し候

この石、八百四拾坪 ただし 石取り拾丁余

壱坪三拾人掛り

この人足 贳万五千貳百人

人足三万五千人

人足三万五千人

これは、右石積築き立て申し候處水当たりいたつて強  
大満水にて四度か突き崩し築き立て申し候由、五度目

松木の生木敷き木につかまつり筏にかき、大石のせ沈  
め、石溜りにつかまつり候より相保ち、水中落し石の  
間 三か年余も相掛かり候由申し候。右人足の分大つ  
もりつかまつり候。

右は、私祖父理兵衛代 寛延三年相始め、宝暦より明  
和八年まで、年数廿壱か年ほどの間五度築き立て よ  
うやく相保ち候由申し伝え来たり候。

### 宝暦六年大満水

#### 明和式酉年大満水

#### 兩度分川除入用

#### 一、金二千両余

これは、川除御普請方入用別段に申し伝え来たり候。

その時節自普請仕様帳ござなく候ゆえ、竹木品々の積  
もり一切相分かり申さず候。

### 外

#### 金二千五百両

#### 右 二拾壱か年の間毎年川除手当 続き梓 聖牛

#### 竹木代 人足賃錢ならびに所々川べり通り

惣囲い石積人足賃錢 払い方などおおよそ積もり

壱か年 金百両余 御普請所手当つかまつり候分

理兵衛堤防は前に触れた通り、安永元年（一七七二）よ  
り文化五年（一八〇八）まで、三十七年間を費やして完成  
を見た堤防であります。最初に理兵衛忠欣が着手した寛延  
三年からでは、実に五十八年の長年月を要しているのであ  
ります。安永元年からの工事の後を史料も加えてたどって  
みたいたいと思います。

右のうち字前沢川渡下より田島前通り青島山中ま  
で相囲い候石積 おおよそ長さ五百間ほど

この石積 私ども幼年の節までこれあり、覚え  
たり候ところ、寛政元酉年大満水の節 大方流失  
つかまつり、漸く勿先のところ青島山跡に相残り  
申し候。

右年間中の自普請じふせう（註3）仕様帳（註4）など御座な  
く、漸く普請の形これあり相覚え候のみにて人足賃払  
いなどの儀 当座出入り帳など拾い取り、おおよそ積  
もり申し上げ奉り候御儀に御座候

同川通り字同所  
一、大石積 延長百間  
當時水当たり難場づのばめ切り御普請

壱か所

これは川上前沢川天流（竜）へ 落ち口水当たり  
囲い共折り廻し長間かくのごとし。

前沢川が天竜川へ合流する地点の囲いから、百間（約百

八十メートル）という間数であります。高さは、水底より  
四間半（約八メートル）、この工事に要した石は三千九百三  
拾七坪五合（約三万立方メートル）で、人足十一万八千百  
二十五人という数に上るのであります。

工事が始められて十一年、天明三年（一七八三）には忠

欣より常邑へと引き継がれていきました。常邑の代に至り、  
寛政元年（一七八九）六月に大満水があり、忠欣が生涯を  
かけた普請も殆ど押し崩され、又々天竜川の本瀬が押しと  
おし、元の本瀬は干上がり、田地もおびただしく流出して  
しまったのであります。常邑は直ちに、

「このまま捨て置いては百姓は作場を失い、食糧も二ヶ月  
くらいは何とかしえぐこともできるが、八、九月ころから  
は多くの困窮者が出来る。今度作場を失つた人々を人夫に使  
い、少ないながらも私の所持米を貰米に渡し、差し当つて  
の生活の支えにして救難の場所の水を防ぎ、田地の復旧に  
努めたい。どうか願のとおり仰せ付け頂きたい。助成はい  
か程でも仰せのとおりにする。けつして願いがましいこと

は申さない。でき得る限り自普請の所存である。」  
という趣意を込めて急破普請を願い出ました。このときは、

三分の一は助成で残り三分の二は自分の費用ということで  
許可を得たのであります。

#### 【参考史料】

恐れながら 書き付けを以て 急場御普請願い上げ奉  
り候

天流（竜）川通り 字前沢川渡

一、聖牛 九拾五組 壱か所

但し大石積欠け際より、長さ百八拾間 天流川切  
れ込み水刎ね〆切り仕りたく 頼い上げ奉り候

右、急場御普請願い上げ奉り候儀、当六月十七日十八日  
両日の大雨にて、天流川大満水いたし、前々普請所残ら

ず欠け落ち、御田地中へ本瀬切れ込み、御田地夥しく

流失仕り候。先年仰せつけられ、地車ぢぐるをもつて引き出し

大石積立て候前沢川渡天流川水刎すばな御普請大石欠け崩れ、

捨て置き候ては、この度川欠け川成り石砂入りにまかり

なり候水下御田地、片桐、田島、前沢、上片桐まで四か

村の御田地起こし返すべき手段これなく、又々少々の増

水にも、相残り候御田所（註5）あやうくまかりなり、

急難の場所に御座候間、水刎〆切り早々に取り掛り相仕

立てたく願い上げ奉り候。この度の満水にて当村隣村と  
しても御田所大破に相なり候えども小前の者ども作場を失  
い難渋仕り候。夫食(註6)の儀、壱か月或か月はいか

う幾重にも願い上げ奉り候。

ようとも致し相凌ぎ申すべく候えども、八九月頃より夫

食の致し方これ無きものあまた數多相見え申し候間、右願い上  
げ奉り候水刎ハサカメ切り御普請、仰せつけられ下し置かれ候

はば、この度作場を失い候者どもを人足に使い、少分な  
がら所持米をもつて貨米に相渡し候えば、右の者ども差  
し当たり渡世の力にまかりなり、急難の場所を相防ぎ往  
く往く御田地起き返り申すべく存じ奉り候。

この段、恐れながらお聞分け下し置かれ、願の通り仰せ

つけられ下し置かれ候はば有難く存じ奉り候。古来より

の御普請所残らず流失仕り、大石積欠け崩れ候えば聖牛

を以てメ切り候の外これなしと存じ奉り候。もつとも、

天流川切れ込み、川幅はなはだ広瀬に候ゆえ、メ切り間

数無數候ては水刎ハサカメ切りの證これなき川瀬に御座候間、

書面の通り長さ百八拾間のメ切り仰せつけられ下された

く候。御普請所下目論見永メのうち御入用なにほどなり

とも御下知次第自普請に仕るべく候。御入用の儀はいか

ようにも仰せ付けられ候とも、御願いがましき儀仕るまじ

く候。なるべくだけ自普請と存じ奉り出精仕るべく候間、

信州伊那郡片桐村のうち

前沢

願人

寛政元酉年 六月

理兵衛

飯島御役所

右、前沢理兵衛御願い申し上げ奉り候御普請所水下の儀  
片桐、上片桐、田島、前沢四か村の御田地入り交じり、  
流失ハシナガりかまつり候場所に御座候。天流川水刎本瀬ハサカメ切り

仰せ付けられず候ては、水下御田地起こし返し申すべき

手段これなく、差し当たり作場を失い候者、渡世無心元

村方取り静め相成り難く候。この度相談のうえ、右御普

請御願い申し上げ奉り、仰せ付けられ下し置かれ候はば、

貨米(註7) 差し出し申すべく相きまり候。さ候えば、

小前の者ども当座の難をしのぎ、右貨米統き次第出精致

させ、少々は村ためにも相成るべしと存じ奉り候。まず

まず右御普請ヶ所仰せ付けられ下し置かれ候はば、聖牛

材木伐り出しなどに取り掛り、貨米相渡させ、水刎御普

請早々仕立てさせ候ようつかまつりたく、連印をもつて

願い上げ奉り候

以上

同国同郡同村のうち

前沢名主

組頭

百姓代

同村のうち

田島名主

紅頭

四  
四

片桐町名主

組頭

百姓代

同村のうち

名主

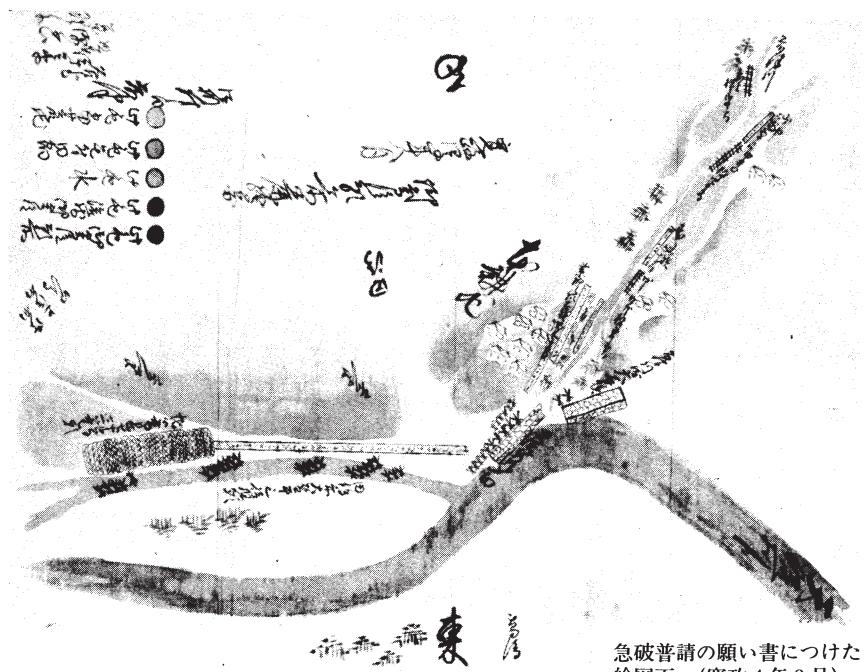
組頭

百姓代

工事も種々工夫をこらし、太々聖牛一階棚にして、

切り 大石積を施し完成させたのであります  
きの一 手の模様の一部を紹介すると、  
そのと

「秋後より地車を使って石寄せに取り掛り、天流川



急破普請の願い書につけた  
絵図面（寛政4年8月）

突付の所を掘り立て、深さ一丈（約三メートル）余の所

へ大石を落とし入れても一向にこたえないので、生松木でいかだを造り、大石を載せていかだ共に沈めて水底のこたえにし、順々に落し込んで水上まで築き上げ、四か年もかかって、漸く大方でき上がった。』

と、あります。田地も三か年の間に元形に復旧させました。その功績に対して、代官鈴木新吉より、一人百姓に仰せ付けらるべき旨の沙汰を受けたが、常邑はこれを辞退しました。その後、普請役の篠崎与十郎の見分があり、普請の仕立て方法が意に叶い、殊の外の賞賛を得たのであります。

そして、老中牧野備後守より、この度の水難によつて田地を失い、その日の生活にもおぼつかない急難の人々を、私財を差し加えて救済したことは奇特な取り計らいである、として銀五枚の賞を受けたのです。

ところが、寛政四年（一七九二）七月十三日、又々、大

満水によつて大きな被害を受けたのであります。その際の状況について、

「このときは前沢川の出水が極めて激しく、天竜川へはけきれず、天竜川との合流点上で切れ込み、居宅屋敷まで押し寄せ、天竜川と前沢川が一面になつてしまつた。家の屋根までも石や砂で埋まつてしまつたり、押し流さ

れてしまつたものもあり、打ち続ぐ水難である。」

と、記されています。水害の激しさを如実に物語つている記録で、引き続ぐ日々の生活との鬭い、更に水防対策、復旧工事にと計り知れない困苦を強いられ、その惨状を思い知らされるのであります。常邑は、打ち続ぐ水難にもめげず、急破普請を願い出て工事を続行したのであります。

なお、寛政四年には、堤防防護のための樹木植付けが完了した「樹木植付出来書上帳」が飯島代官所へ出されていました。

天流川通り　字前沢川渡下

新川〆切り御普請所堤

一、水除　根固柳木植付け並木立て

壱か所

川丈延長百八拾間

巾六間通り

これは、寛政元年の満水による急破普請（註8）のとき、ここに樹木を植付け囲つたならば水除、根固めにもなるのではないか、という代官鈴木新吉の助言によつて段々に柳木を植付け、漸く前書の通り出来上がつたので、結果を代官所へ届けたものです。この柳木の並木はすべて姿を消し、

現在は見ることは出来ません。

常邑の後を引き継いだ忠良の代になると、文化四年（一八〇七）、続いて同五年の両年に大満水に見舞われ、忠欣より代々辛苦の大石積もはね先より押し崩され、天竜川の本瀬が突入りし、多くの田地が流されて川筋となってしまったのです。

このとき忠良は年々の川除普請所の手入れに多分の費用を費やし、資金繰りも不如意で、到底自力では復旧もかなわない状態であることを訴え、急破普譜を願い出たところ、早速勘定役山本三保助、普請役長岡文平ほかの役人衆の見分があり、五分の助成を得ることができ、五分は自力ということで許可を得たのであります。

安永元年（一七七二）より始めて、忠欣の代十一年間、天明三年（一七八三）より常邑・忠良と続いて文化五年（一八〇八）まで二十六年間、合わせて三十七年間を総合してみると次のようになります。

忠欣の代

人足 十一万八千百二十五人

外に水中落し石埋め立て増し人足

安永七年満水で二度築き立て人足

常邑の代

寛政元年満水で築き立て人足 九万三千人

寛政四年満水で築き立て人足 五万二千人

忠良の代

文化四、五年満水で築き立て人足

九万四千六百四十人

外に水中落し石埋め立て増し人足 七千四十六人

合計すると、五十ー万五千八百十一人という人数に上るのであります。人足の賃金その他の費用として二万三千百九十両という私財を投入したことになるのです。これに、寛延三年から明和の時代まで、つまり安永元年の工事以前に忠欣によって始められた分の七千十両を加えると、実に三万二千両

人足は五十七万六千十一人

になるのであります。

これらの数字は前に記したとおり、理兵衛忠良晩年の天保三年に奉行所のおたずねに答えて、出入帳などを取り調べて差し出したもので、参考までに史料の一部を次に記します。

〔参考史料〕

同川通り字同所

當時水当り難場ヶ切り御普請

九万三千人

五万二千人

一、大石積延長百間

壱か所

これは川上前沢川天流へ落ち口水当り匂い共

折り廻し長間かくのごとし

敷き水底より捨て石まで腹附（註9）埋め立て共

巾 拾五間

但し

馬踏 三間より式間半

これは平均式間半相通り申し候

鼻留壱ツ石長さ三間 巾 九尺

厚さ 五尺

大体あいだ三間おきに二間位の大石

繫ぎとして築き入れ申し候。

高さ 築き立て式間 腹附式間水底よりは

惣高四間半

この石三千九百參拾七坪五合

但し 石取り拾丁の内

壱坪三拾人掛り

この人足拾壹万八千百廿五人

外

人足三万六千人

これは水中落とし石埋め立ての分増し人足

人足十一万五千人

これは安永七戌満水にて突き崩し二度築き立て候

分かくのごとし

人足九万三千人

これは寛政元酉満水欠け崩れ候節 五拾間築き足

し候分

人足五万弐千人

これは寛政四子年七月満水 腹附欠け取れ築き立

て申し候分

人足九万四千六百四拾人

これは文化四卯年 同五辰年両年満水欠け崩れ

刎先式拾間築き足し 腹附五拾間落し石埋め立て

候分

外

人足七千四拾六人

これは刎先式拾間の間 水中落し石埋めたて増し

人足

この人足拾壹万五千八百拾壱人

惣（総）合 人足五拾壹万五千五百八百拾壱人

この賃金壹万八千五百兩

これは水中落とし石埋め立ての分増し人足

但し 平均壱人につき

賃永 三十五文八分六厘六毛

この訳大つもり

式分通りは上人足 壱人につき

賃永 五拾文当たり

これは端石なおし方掛りの分

三分通り中人足 壱人につき

賃永 四拾壹文七分

これは石見立て、山取り、車載せ方掛りの分

五分通りは下人足 壱人につき

賃永 弐拾六文七分

これは綱取り、車引き方掛りの分

右は安永元辰年より相始め、祖父理兵衛代拾壹年、天明三卯年より父理兵衛代、寛政 享和 文化五辰年私代まで弐拾六年、都合参拾七年にて成就仕り候。この年間中四度大満水に相崩れ、築き立て申し候。この度出来の以後もたびたび満水突き当たり、近ごろ子の出水には近来稀なる大満水にて右大石積うち越え候えども動き申さず堅固に相保ち候。

寛政元酉年満水

同四子年満水

一、金千両

これは両度分天流川通り 前沢川通り、格外の大満水大荒れにて、御普請所ことごとく流失仕り候につき別段の入用を以て、元通り回復仕り候分、入用相記し申候。

外 金三千六百九十九両

右は、安永元辰年より文化五年辰年まで三拾七年の間、川除 太々聖牛（註10）急破〆切り御普請自分入用（註11）差し加えなど年来続き梓、聖牛、石積など諸入用壱か年普請金百両宛は手当仕り相囲い申し候分、自普請の儀につき仕様帳ござなく、これにより人足賃錢払い帳ならびに竹木買入などの儀は当座つけ込み出入帳など拾い集め、右金高おおよそ積もり、当時の姿を以て相調べ書き上げ奉り候御儀に御座候。右入用のうち、当時相残りこれあり候御普請所の分 前書申し上げ奉り候大石積武か所ほか、寛政元酉年急破〆切り御普請自分入用差し加え仕り、川長百八拾間本瀬〆切り太々聖牛拾八組ならびに目打ち大聖牛（註12）弐側立て〆切りの跡、当時附洲置き上げ、川辺通りは石積にて内通り柳木植付け、並木たて大木生い茂り、出水のたびごと丈夫に水防ぎ仕り候。それより下は、田島前通り  
続<sup>3</sup>き根<sup>ね</sup>梓（註13）石積堤二重に相囲い、長五百間余こ

れあり申し候。右囲い内通りは前沢村、田島村、片桐

町、上片桐村四か村の御田地にて川除内は水難の患い

これなき御田地、毎年つがなく御上納申し来たり候。

外、前沢川通り前々御普請所 田島分 武藏堂後ろ口

より薬師裏通り、天流川落ち口まで三百間余のところ、

石積二重に相仕立て、村囲い御田地堅め仕りこれあり

申し候。当時、大石積壱か所にてもおよそ三万両の入

用は相見えこれあり候由、御見分様方毎度仰せ下され

候。このべ切り御普請中 父理兵衛代より私代まで、

両度ご褒美頂戴仰せつけられ候御普請所に御座候。

合わせて金高三万二百両

右は、前々定式ご入用御普請所（註14）宝暦以来自分

入用差し加え仕り候分、御尋ね仰せつけられ候につき、

おおよそ積もり取り調べ仕り、書き上げ奉り候ところ

書面のとおりに御座候。

信州伊那郡片桐村のうち 前沢

壱人百姓 理兵衛（註15）

天保三年六月

御奉行所様

次に、普請仕様の一例として、参考までに寛政元年「急

破御普請出来形帳」の一部を記します。

村高千二十四石六升七合

信州伊那郡片桐村のうち 前沢

壱人百姓 理兵衛 願

天流川通り

一、中聖牛九拾五組 式か所

ただし、前沢川渡大石積先より長さ百八拾間べ切り

内 六拾五組

字前沢川渡

壱か所

これは水勢強き場所二側立て、ただし、聖牛相保ち置

き砂たまり次第、川除（註16）根囲い（註17）並木立

て植付け候つも右入用

松木 九拾五本 ただし 長四間末口五寸 牛木

この代 永八貫五百弐拾文

ただし壱本につき

永 八拾九文六分

これは、壱組壱本ずつ

同木百九拾本 ただし 長四間 末口四寸 柚木

この代 永十参貫九百八拾四文

これは、壱組弐本ずつ ただし壱本につき

同木五百七拾本 ただし 長弐間半 末口四寸

永 七拾三文六分

この代 永拾七貫參百貳拾八文 ただし壱本につき

この石、百四拾坪七合九夕

永 三拾文四分

この人足、千百貳拾六文三分

内 百九拾本 前合掌木 壱組貳本ずつ

(略)

貳百八拾五本 砂払い木 壱組壱本ずつ

ただし石取り二丁余

壱坪八人

九拾五本 梁木 壱組三本ずつ

同木貳百八拾五本 ただし 長貳間末口四寸

この代 永七貫百八拾貳文 ただし壱本につき

永 貳拾五文貳分

内 百九拾本 中合掌木 壱組貳本ずつ

九拾五本 前立て木 壱組壱本ずつ

同木千百四拾本 ただし 長貳間末口三寸 棚敷木

この代 永貳拾壹貫八百八拾八文

これは、拾貳本ずつ ただし壱本につき

永 拾九文貳分

(略)

藤 (註18) 七百六拾房 ただし貳拾尋曲

これは、壱組八房宛

蛇籠 (註19) 五百七拾本 ただし長さ五間差し渡し

壱尺五寸

この代 永貳拾七貫三百六拾文

ただし壱本につき永四拾八文

この石、

ただし石取り二丁余

壱坪八人

壱組壱本ずつ

右は、当六月中、大雨満水にて川除御普請所残らず流失

破損つかまつり、田畠へ本瀬切り込み新川出来、本瀬よ

り新川水勢強く、田畠おびただしく川なり（註20）に相

成り、百姓相続く難に相なり、難儀至極に仕り候間、前

沢川渡大石積先より聖牛を以て、長さ百八拾間天流枝川

〆切り急破御普請お願い申し上げ奉り候ところ、願いの

通り仰せ付けられ、この度出来形御見分請け候とおり御

普請丈夫に皆出来仕り候。

右御普請自分入用差し加え願い奉り候儀、奇特に思し召

しご褒美頂戴つかまつり冥加至極、重々有難き仕合わせ

に存じ奉り候。

右の通りご褒美まで下し置かれ一通り成らざる儀に御座

候えば、このうえ別して心を用い小破の節は取り繕い、

大破に及び候はぬよう手入れ仕るべき旨仰せ渡され承知

畏み奉り候。これにより御普請出来形帳差し上げ奉り候。

以上

信州伊那郡片桐村のうち

寛政元西年十二月

前沢

百姓願人

理兵衛

名主

庄九郎

組頭

金次郎

百姓代 八郎右衛門

きわめて概略ですが、理兵衛堤防は幾多の困難を克服して、並々ならぬ辛苦の末完遂されたのであります。この後も幾度となく洪水による災害を被り、水防工事の苦心は続きますが、工事の状況は省略して、文化八年（一八一一）には老中牧野備前守より、文政一二年（一八二一九）には老中水野出羽守より、積年の功を賞する沙汰を受けました。なお、文政四年（一八二二）には先に辞退した壱人百姓（註15）に仰せ渡され、度重なる賞揚のあつたことはその功績がいかに大きかつたかを物語っています。

理兵衛忠欣、常邑当時の葛島村との出入りに関する資料は見当たりませんので、この当時の実情を明らかにすることは困難ですが、その前後の文書が出入りの事実を如実に物語っていますので、何らかの形で出入りのあつたことは想像に難くないところです。

天伯島・外記島の地籍は葛島村の所有地と理兵衛所有地の境界線があり、ひとたび満水によって川筋が変わると、それぞれの所有地が天竜川の東側へ入つたり、西側へ入つ

による災害復旧に精魂を傾けていた村を対岸に控えていては、なおさら様々な問題が生じることは明らかのことです。理兵衛堤防とそれに続く田島村の対岸は葛島村であります。この葛島村にも天竜川の川除普請所が二か所ありました。その二か所は理兵衛堤防の正面にあつた北島の普請所、もう一か所はこれより少し下流にあつた下島の普請所であります。この下島の普請所が、対岸の工事によつて影響を受けたのです。ここも対岸の理兵衛分と同様に洪水の度に田畠が流失し、それに引き続き困窮な生活に陥り、幕府へ川除普請を願い出ながら水防対策に困難な歩みを続けていたのです。したがつて、対岸に川除工事が施されれば当然川瀬が変わり、大なり小なりの影響を受けることは必至であります。

## 対岸の村との出入り

川除普請をするについては、一方的に自分の地域の事情のみで行うわけにはいきません。対岸の地域に与える影響を十分に考慮しなければなりません。特に、天竜川の洪水

による災害復旧に精魂を傾けていた村を対岸に控えていては、なおさら様々な問題が生じることは明らかのことです。理兵衛堤防とそれに続く田島村の対岸は葛島村であります。この葛島村にも天竜川の川除普請所が二か所ありました。その二か所は理兵衛堤防の正面にあつた北島の普請所、もう一か所はこれより少し下流にあつた下島の普請所であります。この下島の普請所が、対岸の工事によつて影響を受けたのです。ここも対岸の理兵衛分と同様に洪水の度に田畠が流失し、それに引き続き困窮な生活に陥り、幕府へ川除普請を願い出ながら水防対策に困難な歩みを続けていたのです。したがつて、対岸に川除工事が施されれば当然川瀬が変わり、大なり小なりの影響を受けることは必至であります。

天伯島・外記島の地籍は葛島村の所有地と理兵衛所有地の境界線があり、ひとたび満水によって川筋が変わると、それぞれの所有地が天竜川の東側へ入つたり、西側へ入つ

てしまつたりして、前の川筋が干上がるとお互に境界の争いが絶えなかつたところです。また、理兵衛分で川除普請をしようとする、その地は葛島の所有分であるとか、普請場所によつては下島の普請所へ差し障りがあるなどといつた苦情が出たり、そのことで訴訟に及ぶことになつたりしてしまひ、対岸の村との円満な解決がなされなければならなかつたのです。このことは、自分の村であれ他村であれ、生活の掛け替ふのない土地であります。殊に、同じ川除普請で苦しんでいる対岸の村を目の当たりにしていては当然のことであつたでしよう。下島の普請所はその置かれている位置から見て直接理兵衛分へ差し障りになるようなこともなかつたのですが、両村にとつてお互に乗り越えなければならぬ問題であつたことは間違いのないところです。残されている文書の中から幾つかを取り上げ、そのあたりの事情をたどつてみます。

### 一、享保十三年（一七二八）九月 理兵衛より代官所へ届け出た文書

葛島村から代官所へ、「外記島地積の流れ跡地を理兵衛が作場にしてしまい、工事も葛島分へ障害になる」と訴え出ました。それについて理兵衛の申し分は「葛島村から外記島の流れ跡地を作場にしてしまつたと申し上げましたが流

れ跡地は大分に広い範囲だつたので、今もつて作場にはなつていません。もつとも、昨年少々芝地になつていた所を切りむくつてみました。作物を植付けてもとても実るような土地ではありません。殊に天竜川の向う側なので川を越えねばならず、時節に仕付けるなどということは全く不可能な場所であります。この末、もし畑にでもなりましたらお届けします。天竜川は、先年は外記島のうち私の所有分内を東へ通つていましたが、満水で西側へ切れ込み、田地も多分の被害ですので御代官様に申し上げて川除普請をしている場所であります。私の所有分に間違いはありません。その節差し上げたお願いの証文の控えを所持しています。また、この三月に七か村（葛島もこの中の一村）立ち会いで作製して差し上げた村境の絵図面の控えも持つています。御覧下さればすべて分かると思います。」というのです。これは理兵衛忠欣が築堤に着手した寛延三年（一七四八）より二十年ばかり以前のことでありますから、後になつて大規模な石積工事が行われるということになれば、何かにつけて出入りがあつたことは容易に推測されるのであります。

### 二、文政十年（一八二七）三月 理兵衛より代官所へ差し出した文書

文政九年（一八二六）六月十日の夜のことです。理兵衛

普請所の水除けのためにもと、八年間かかつて漆の木を植付け、この春までに三千本に達し丈夫に育っていたところ

葛島村の者の手によって一夜のうちに残らずこぎ取られ、大半は天竜川へ流してしまい、残っている分もことごとく皮を剥き、根を引き裂き捨てられてしまつていたのです。

勿体ないことなのでそれを植付けてみたものの、暑さのため皆枯れてしましました。それ以前にも、普請をしたばかりの聖牛を一夜のうちに切り崩し、天竜川へ流されてしまつたこともありました。このときは理兵衛がことの次第を代官所へ届け出たのですが、葛島村への咎めはなかつたのであります。してみると、葛島村の一方的な申し分でなく理のあるところであり、円満な解決の困難さが推測されます。

翌文政十年に、理兵衛分から葛島分へ入り込んで新規に工事を始めたので、甚だ難渋している旨葛島村より出訴し理兵衛は呼び出されて吟味を受けたのであります。そこで理兵衛は、前々から取り決められていた村境の絵図を作りこれまでの経緯を述べて、この場所は理兵衛分の地内であつて境を越えてはいないこと、これまでも葛島村に対し、かつて差し障りになるようなことはしていないことなど、る申し立てました。この普請場は前年の十一月に幕府役人の検分があり、そのとき葛島の村役人たちも立ち会い、そ

れぞれの申し分を説明し、その結果双方納得の上での場所だつたのです。

この訴訟中に、飯島町の郷宿与左衛門、隣村大草村の源太夫、孫兵衛の三人が仲介の労を執り、熟談の上、五月になつて一応和解が成立したのであります。

### 三、文政十年五月 内済議定証文

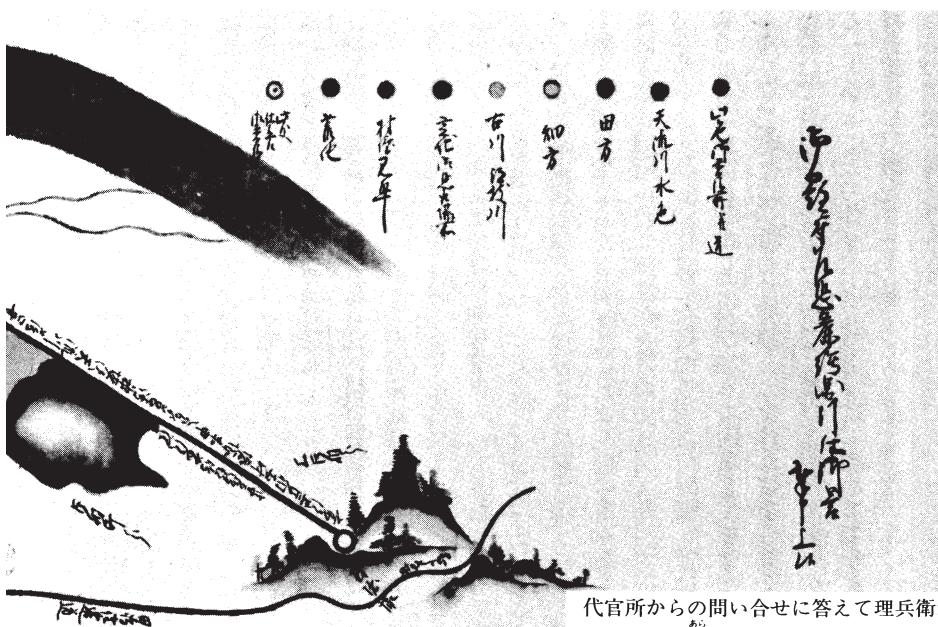
理兵衛・葛島村の間で所有地の境、普請場所そのほかいろいろと申し争つてきましたが、前記仲介人の労によつて五月に和解の運びになりました。それによると、「元来この場所は難場のゆえに川除を仰せ付けられてきた普請場であるから、双方差向いに普請がある場所はお互に勘弁しあつて、先方へ難儀差し障りなどないようには圜うようにする。」

今般理兵衛が仕立てた普請も、これより沖の方へ出すと葛島の下島普請所へ差し障りがあるので、今より沖の方へは出さないようにし、完成した後の手入れ、修復などは理兵衛の自由に任せることとする。但し、再び満水で流失し、普請が跡形もなくなつてしまい、重ねて普請をしなければならなくなつた際に、目当てになるものがなくてはまたまた争いが起ころ」ということで仲介人が立ち会つて、改めて境や普請場所を確定し、議定書を作製して取り交し、數カ月にわたつたこの訴訟も解決をみるに至つたのです。しかし、この以

後も何かにつけて争いがありました。

#### 四、天保十四年（一八四三）三月 内済議定証文

前年の十三年五月、天竜川満水によつて、理兵衛分田地へ切れ込んだため、切れ箇所の工事に取り掛つた所、葛島村より「ここを閉め切つてしまえば下島普請所へ川瀬が突き当たり難渋至極であるから、去る文政十一年に閉め切つた場所にしてほしい」と申し立てがあり、理兵衛に掛け合つたが了解に至らず、訴訟になつたのであります。早速代官所の役人の検分があり、飯島の所兵衛外二人と七久保の伝兵衛に仲介するよう申し付けがあり、熟談の末内済に至り議定書を取り交しました。それによれば、「理兵衛の普請ができる上ると下島の普請所や田地へ差し障りになるので、下島の普請所の根固めが出来上がるまでは理兵衛の普請は延期する、但し、理兵衛分も急破の普請であるから、当三月二十日までに下島は根固めを完了し、理兵衛分は三月二十日から工事に取り掛ること。後年において出水変地し、普請を行う場合は双方でよく話し合い、示談が成立しないときは、役人の検分を受けて裁断を仰ぐように取り計らうこと」というのであります。これは工事の場所によつて対岸の村へ影響を及ぼし、出入りとなつた一つの例であります。



代官所からの問い合わせに答えて理兵衛が差し出した龜絵図（文政10年）

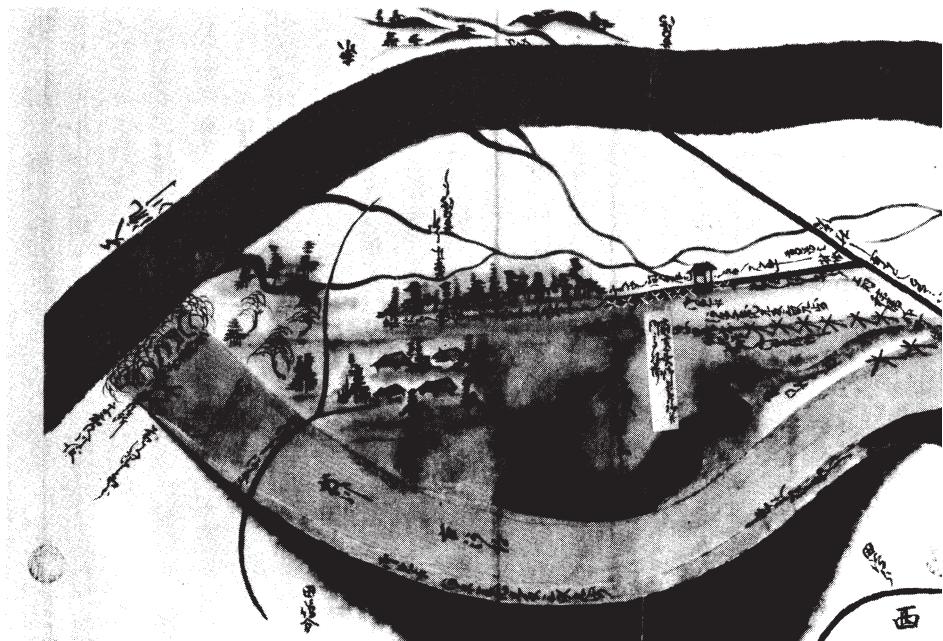
このように幾つかの出入りをみても、川除普請の工事に当たっては、対岸の村との間に発生する様々な障害も克服していかねばならなかつたことを知るのであります。

## 堤防を築いた松村家

堤防を築いた松村家は、上伊那郡中川村田島の地に、屋敷の跡と代々の靈が眠る墓地が残されています。現在の当主は、県内の塩尻市に住んでいます。

松村家に残されている史料、そのほかの資料についてみても、古い時代のことは度重なる流失などもあり、その当時を知るものは今のところ見当たりません。したがつて、不明な点が多く、容易に断定することは困難なことがあります。後世になつて書き残された文書に頼る外ありません。

松村家の祖は中世の頃、嶋外記（しま・げき）と名乗つて、数代田島村（現中川村　田島）の地に居住し、前沢、田島、小平、七久保四か村の約三千石を領有した郷士であつたといわれています。その屋敷があつたといわれる場所には「外記島」という地名が現在も残っています。



のち、忠嗣（三代）の代に至つて大水害を被り、家屋敷、田畠共に悉く流失してしまいました。そこでやむなく、前沢村新井（現中川村 田島）の地に移りました。このときより姓を松村と改め、松村一平忠嗣と名乗るようになります。この時代はいつごろか、つまりかにすることは困難ですが、文禄年中（一五九二～一五九五）に間違いないと思います。

当時、飯田にあつて伊那郡の支配に当たつていた毛利秀頼は、文禄元年（一五九二）朝鮮出兵に従軍して肥前の名護屋に在軍したが、翌二年に卒去しました。その後をうけて飯田に入城し、伊那郡の支配に当たつたのが京極修理大夫高知でありました。松村一平は日ごろの功を賞せられて、京極修理大夫の「理」の一字を下され、これより松村理兵衛と改めました。そして、以後代々松村理兵衛を名乗るようになつたのであります。

このようにして新井の地に住んでいましたが、忠嗣の孫の理兵衛忠興の代に至つて、大洪水のために田畠悉く流失し、あまりの惨状に復旧もいかんともなし難く、他の地へ移住を余儀なくされ、一族を引き連れて七窪（七久保）へ移住したのであります。永年生活し続けてきた土地を見限つて新しい地へ移住することは、よほどの事情がない限りた

やすく出来るものではありません。この時の被害がいかに甚大であり、慘めな状態であつたか、思いやられます。はつきりした年代を記録したものが多く、確かなことは明らかではありませんが、後代になつて、天保時代（一八三〇～一八四三）に代官よりの御尋ねに答えて、松村氏より飯島代官所へ提出した文書その他を総合すると、寛永十二年（一六三五）の大洪水によるものと思われます。七窪における生活は定かでなく、寛文六年（一六六六）の文書によると、「七窪の収穫高二十七俵余の耕作者がいない田地を受取り、専心開発につとめ、現在は四十一俵余の年貢米を納めるまでになりました」と、あります。

この限りでは、専ら開墾に従事し、この地の開発に並々ならぬ努力を傾注していたことが分かりります。

やがて、七窪での生活に終りを告げ、正保五年（一六八）に次男の伝兵衛を七窪の地に置き、總領の八兵衛（後の理兵衛忠吉）を伴つて、再び前沢村の新井の地へ帰つたのです。そして、荒廃した田地の復旧に、また、水防にと精魂を傾けたのであります。

関係する文書の中から、寛文十年（一六七〇）のものを参考までに掲げます。

恐れながら御訴訟申し上げ候事

一、殿様 御入国なされ候時、理兵衛諸役御訴訟申し上げ候。理兵衛田地、天流河原嶋の田島にて、大水いで申し候えば、度々田地流れ、過分の損耗つかまつり、そのうえ流跡起こし申す度ごとに人足作食過分にいり申し候について、修理様（註21）兵部様（註22）御代にも諸役上げ□□御引き下され候。当御代にも前々のとおり御引き下され候えと御奉行所へ御訴訟申し上げ候えば、いつわりは有るまじく候えども、代々諸役御引き下され候ところ片桐村中肝煎者百姓加判つかまつり上げ候えと仰せられ候について、理兵衛申し上げ候とおり少しも偽りなく御座候と、片桐中肝煎者百姓加判つかまつり上げ申し候ゆえ、前々の通り諸役上げ□□御引き下され候。

一、三十六年以前、亥の年大出水申し、われら田地過分に流れ、なんとも仕るべき仕様ござなく候ゆえ、七窪村へまかりこし、作人ござなき候田地を請取り新田切りひらき仕り、本田二十七俵のところ、新田共に四十三俵にて御年貢御納め所つかまつり候ところを、理兵衛弟伝左衛門に相渡し、御年貢諸役相勤め御百姓仕りまかりあり候。

一、殿様 御入国なされ候時、理兵衛諸役御訴訟申し上げ候。理兵衛田地、天流河原嶋の田島にて、大水いで申し候えば、度々田地流れ、過分の損耗つかまつり候。そのうえ流跡起こし申す度ごとに人足作食過分にいり申し候について、修理様（註21）兵部様（註22）御代にも諸役上げ□□御引き下され候。当御代にも前々のとおり御引き下され候えと御奉行所へ御訴訟申し上げ候えば、いつわりは有るまじく候えども、代々諸役御引き下され候ところ片桐村中肝煎者百姓加判つかまつり上げ候えと仰せられ候について、理兵衛申し上げ候とおり少しも偽りなく御座候と、片桐中肝煎者百姓加判つかまつり上げ申し候ゆえ、前々の通り諸役上げ□□御引き下され候。

一、我ら田地の儀、天流河原嶋の田畠にて、右申し上げ候通り度々流れ申すについて、諸役お引き下され候ところに、十式、三年以前、御役儀仰せ付けられ候ゆえ、御奉行 渡辺九兵衛様、磯川弥三郎様へ御訴訟申し上げ候えば、如何様時分をもって諸役御引き下さるべく候間、それまでつかまつり候えと仰せつけられ候間、只今まで諸役仕りまかりあり候。

一、去年六月大水にて、我ら田地二丁七反七畝流れ申し候。御種米、作食、人足年々に過分に掛かり候ところすたり（註25）に罷りなり、なにとも迷惑に存じ奉り候。そのうえ去年世の中違い（註26）申し候て、万手ずまりに御座候えども、我ら名田にて御座候ゆえ精を出し、流跡起こし申し御年貢御納め所つかまつり、永く御百姓をとげ申したく存じ奉り候間、ご慈悲に諸役御引き下され候えば、ありがたく存じ奉るべく候。

戊の五月四日

御奉行様

八兵衛

大事業を引き継ぎ、ついに理兵衛堤防の完成を見るに至つた理兵衛忠良へと続きます。

旧地に帰り、荒廃した耕地の復旧開発につとめたのですが、年表に見る通り、天竜川の洪水は続きます。松村家、

前沢村の文書の「川除普請に関する願書」などの類、「年貢の減免に関する願書」を見ても、天竜川の洪水による災害との闘いが続いていたことがわかるのであります。

忠興ののち数代を経て、理兵衛忠範（家系図によれば九代）の時、正徳五年（一七一五）の大満水に見舞われ、被害によつて飢えに苦しむ人々の救済のために、家産が傾いてしまつまでに至つたこともありました。

理兵衛忠欣（理兵衛堤防築堤の初代）は、この忠範の代に松村家の養子として迎えられました。忠欣は、享保六年三月十五日、村内の松下伊兵衛の次男として生れ、幼名を竹五郎といいました。十三才のとき忠範の養子となり、忠欣と改名し、松村理兵衛忠欣と名乗つたのであります。

忠欣には男子がなかつたので、再び松下仁左衛門の三男を養子に迎え、忠欣の遺志を継承したのが理兵衛常邑（理兵衛堤防築堤の二代目）であります。

そして、祖父忠欣に始まり、父常邑へと継続されてきた

忠良は家系図によれば、幼名を亀次郎といい、松村家の分家である下松村家より常邑の養子となり、松村理兵衛忠良と名乗りました。

松村氏は、以前より代々名主（庄屋）の役にありましたが、文政四年（一八二二）老人百姓となりました。のち代代継承されて、現在の当主 松村平衛氏に至っています。

理兵衛忠欣

享保六年三月十五日生

天明五年四月五日没

理兵衛常邑

宝暦二年二月十日生

文政六年五月十四日没

理兵衛忠良

明和八年四月十二日生

天保七年四月十四日没

松村家に所蔵されている諸資料に基づいて、関係するところを中心にして、きわめて概略を記しました。不十分な点は今後の解明に期待するものであります。

## おわりに

理兵衛堤防について、理兵衛忠欣、常邑、忠良を中心に、  
でき得る限り明確にしたいと願つたわけですが、史料その  
他の調査も不十分で不明確な点が多く、甚だ粗雑でまとま  
りのない内容になってしまいました。

いずれにしても、今日に生きるもののが幸せを思い、この  
先人の偉業がつまびらかにされるよう今後の研究に期待し、  
末永く後世へ伝えられていくことを願うものであります。

この堤防も、施策によつていずれ姿を消す運命にあると  
聞いていますが、何らかの方法で、その跡を偲ぶことができ  
る方策を講ずることができれば、この上ない幸いであり  
ます。

### 註

- 1、大刎（おおはね）水剣とは堤防を守るために水の当たる場所に入  
れて水の勢いを緩和させたり、水の流れの方向を変えたりする  
施設をいう。
- 2、川附洲（かわつけす）大洪水により、村境になつていて川瀬が変  
化して対岸の村の林場などがこちら側の村と地続きになつたも  
のを言う。
- 3、自普請（じぶしん）経費を自分負担でやる工事。
- 4、仕様帳（しょうちょう）設計書。
- 5、田所（でんしょ）洪水前には田圃であった場所。
- 6、夫食（ぶじき）農民の食糧。
- 7、賃米（ちんまい）人夫賃として米を支給した。
- 8、急破請（きゅうはふしん）災害復旧工事。
- 9、腹附（はらつけ）堤防の法面。この場合は石腹附といい石で法面  
を保護した。
- 10、太々聖牛（だいだいひじりうし）四対の合掌木と棟木、前立て木  
・栱木・砂払木・棚敷木からなるもので、二段の棚敷木の上に  
重り籠を載せ、後尾に尻押し籠を載せて沈圧するもの。大聖牛  
は棟木五間（九メートル）のものを言う。太々聖牛は大木が必要  
で、費用が掛かるのでこれをやる所は少ない。
- 11、甲州伝来のものとされている。
- 12、11、自分入用（じぶんにゅうよう）自前の資金。
- 13、目打大聖牛（めうちだいひじりうし）目打ちを組み入れて四組の  
大聖牛を仕立てている。  
続き根柱（つづきねわく）石積堤防の根固めのため丸太で連続柱  
を作り詰め石を施したもの。

14、定式御入用普請(じょうしきごにゅうようぶしん)領主役所が経費を負担し、定期的に行われる補強工事。多くは冬・春先など

の農閑期に行われた。

老人百姓(いちにんひやくしょう)一本百姓とも言う。

江戸時代本百姓の頭分(かしらぶん)に当たる大百姓。中世の名主(みょうしゅ)又は帰農武士の系譜につながる有力農民。多くは村役を世襲し、宗門一本証文、苗字帶刀を許されていた。

村の年貢は普通は一括して庄屋から領主に納めたのであるが、これとは別に自分で直接領主に納めた。宗門帳も別に持つものもある。江戸時代以前の地侍のように家来を引き連れて百姓をし、村とは別に自主独立の活動を行つた。

伊那郡南山郷のうちに多く見られる。安政六年の南山三十六か村の一揆の嘆願書には、一本百姓が村方三役や小前惣代と共に署名捺印しているばかりか、一刀腰に差して一揆に参加している。

一人百姓制は南山郷においては江戸末期まで続いた。戦国期の地侍中の上層のものと思われるものが、依然として分免(年貢割り付けを分ける)によつて村落とは独立の形態を持つていることは、近世村落として甚だ変態と思われる。なおこの一人百姓は次第に少なくなり勿論現在はない。理兵衛は文政四年に願い出て許可されている。

川除(かわよけ)堤防のこと。

根固(ねがこい)堤防の根固め工。

藤(ふじ)しらくち蔓(さるなしのつる)をもつて合掌木を結索する。よく締まつて腐りにくい。あけびふじも使う。

蛇籠(じやかご)長い竹籠を編み、玉石を詰めて沈める。枠を支える重石などに使われる。

18、17、16、

20、川なり 洪水によつて土砂が流出し、川原になつてしまつた土地。

21、修理様(しゅりさま)京極修理太夫高知

22、兵部様(ひょうぶさま)小笠原兵部少輔秀政

23、子の御検地(ねのけんち)万治三年(一六六〇年)

24、戊の新田改め(いぬのしんでんあらため)寛文十年(一六七〇年)

25、すたり 荒廃地。

26、世の中違ひ 不作。

## 参考文献

松村家文書 ..... 松村平衛氏蔵  
片桐村誌 ..... 片桐村

日本思想大系62『近世科学思想』上 安芸皎一

日本史用語辞典 ..... 明治以前日本土木史

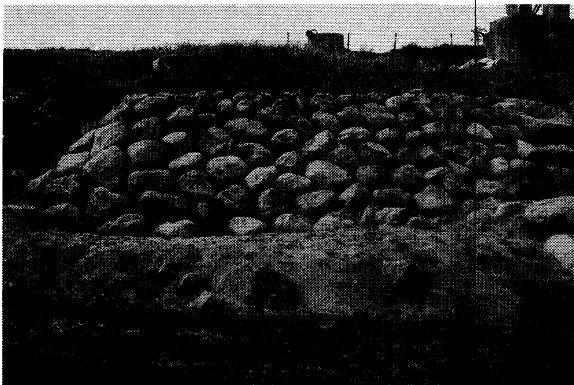
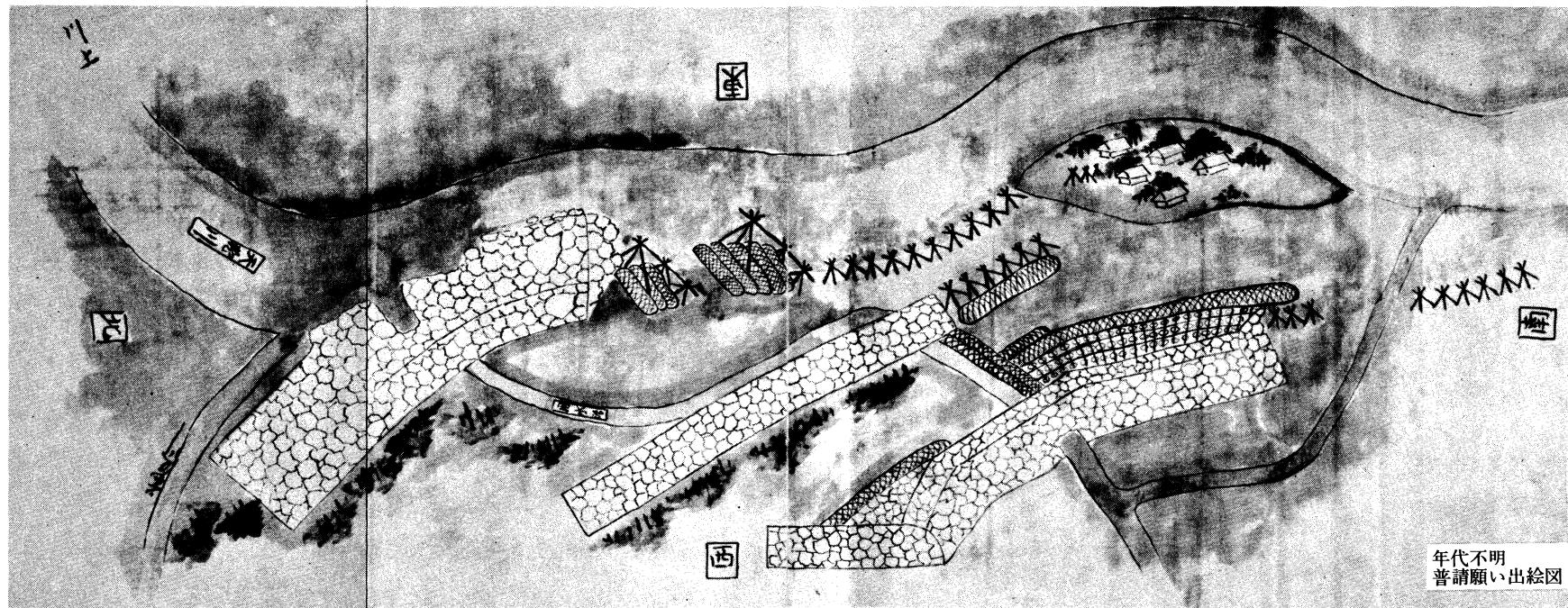
近世村落構造の研究 ..... 平沢清人

増補伊那谷の災害と凶作 ..... 柏書房

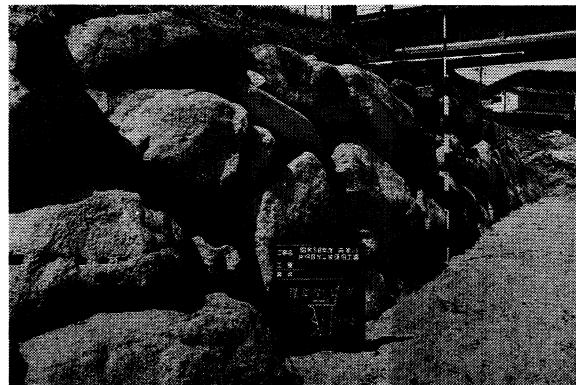
土木学会

北原技術事務所

19、



昭和58年9月28日災害で洗掘されて砂に埋まっていた理兵衛堤防の根固めが現れた。



明治40年当時の理兵衛堤防





理兵衛堤防築堤略年表

西暦	年号	事項
一七五〇	寛延六	築堤を幕府に願い出て許可となり工事を始める。
一七五六	宝曆六	大満水にて前に築いた堤防悉く流される。
一七六五	明和二	大満水にて堤防欠損。
一七七一	元八	寛延三年より二十一か年の間五度築堤（この間の年代その他詳細は不明であるが、大石積三十間及び前沢川渡下より田島前青島山に至る長さ百間の堤防を築く）。
一七七二	元元	世にいう理兵衛堤防の工事を始める（大石積長さ百間 高さ四間半 馬踏二間半）。
一七八八	七	大満水にて欠崩れ、一度築工。
一七八三	三	理兵衛常邑世を継ぐ。
一七八五	五	理兵衛忠欣没。
一七八九	天明三	大満水にて欠崩れ、築工。
一七九二	元五	大満水にて欠崩れ、築工。柳木並木植付け完了する。
一八〇七	四四	大満水にて欠崩れ、築工。柳木並木植付け完了する。
一八〇八	文化四	大満水にて欠崩れ、築工。柳木並木植付け完了する。
一八二三	寛政四	大満水にて欠崩れ、築工。柳木並木植付け完了する。
一八三六	天保五	大満水。四・五両年の大満水にて欠崩れ、築工。この工事によつて完成された堤防が、現在残つてゐる理兵衛堤防である。
一八二三	文政六	理兵衛常邑没。
一八三六	七	理兵衛忠良没。

天竜川災害年表

西暦	年号	事項
一五七三	天正元	八月 洪水。
一五七八	二三	五月 洪水。
一五八五	六	六月 洪水。
一五九四	文録三	八月 洪水。
一五九五	四	八月 洪水。
一六〇八	慶長一三	夏 天竜川大洪水。
一六〇九	一四	八月一六日天竜川大洪水。
一六一二	一七	五月天竜川大洪水。
一六一二	一九	八月 洪水。
一六一四	一九	五月 洪水。
一六一八	八月	八月 洪水。
一六一八	八月十一日大洪水。	
一六一〇	八月	
一六二三	八月	
一六二四	八月	
一六二六	八月	
一六二六	八月	
一六二七	八月	
一六三六	洪水。松村家七久保へ移住。	
一六四〇	凶作。	





一七三八	元文	五月洪水。
一七四一		六月洪水。八月大雨大風。
一七四二		八月天竜川満水。
一七五五		夏天竜川洪水。亥年洪水といふ。五月から八月まで雨天つづき。凶作。
一七五六		十月堤防流。凶作。
一七五七		大洪水。
一七六二		五月大旱魃。凶作。
一七六四	宝暦	七月洪水。
一七六四	寛保	出水。
一七六五	明和	五月・八月大洪水。堤防流。
一七六六		洪水。米不作。
一七七〇		六月旱魃。
一七七二		夏洪水。
一七七三	安永	九月一日大洪水。
一七七五	天明	八月洪水。
一七八一		春から夏にかけ旱魃。野菜まで枯れる。洪水堤防欠。
一七八二		秋大凶作。度々大風雨。
一七八三		凶作。
一七八五		凶作。
一七八六		凶作。
一七八七		長雨ふり大凶作。餓死するもの多し。無縁仏塚出来。いわゆる天明の大飢饉である。



一八四八	一八五〇	一八五二	一八五六	一八五七	一八五九	一八五八	一八五六	一八五六	一八五二	一八五〇	一八四八	嘉永
明治	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	元
一五	一四	一三	一〇	九	八	七	三	元	四	元	五	三
一八八二	一八八一	一八八〇	一八七六	一八七七	一八七五	一八七四	一八七〇	一八六八	一八六八	一八六〇	一八六二	文久
五月・八月・九月豪雨あり。十月一日大洪水。	前沢川大洪水。	十月暴風雨大満水。	八月大洪水。	七月近年に稀なる大旱魃。	五月十八日大満水。七月二日天竜川大洪水。世に辰満水という。	五月・七月洪水。	九月八日大洪水。十月凶作。	五月十五・十六日洪水。正徳五年の未満水以来百五十年目に当たる満水。理兵衛	堤防土砂のため埋まる。	五月・八月大洪水。	七月洪水。	五月大洪水。田畠流失多し。
六月天竜川大洪水。水死人あり。	六月・七月洪水。八月九日・十日大満水。被害甚大。	六月旱魃。八月十六日大洪水。被害甚大。	七月満水。田畠被害大。	四月二十七日洪水。天竜大満水。子年以来の出水という。	八月洪水。四月・五月大洪水。文化四年來の洪水という。	六月満水。	五月十五日大洪水。文化四年來の洪水という。	四月二十日洪水。天竜大満水。子年以来の出水という。	八月洪水。四月・五月大洪水。文化四年來の洪水という。	六月・七月洪水。八月九日・十日大満水。被害甚大。	六月天竜川大洪水。水死人あり。	六月・七月洪水。八月九日・十日大満水。被害甚大。

一 九 三 一	一 九 二 四	一 九 〇 六	一 九 〇 五	一 九 〇 三	一 八 九 八	一 八 九 六	一 八 九 七	一 八 九 五	一 八 八 五	一 八 八 四	明 治 一 七
" " "	昭 和 "	大 正 "	" " "	" " "	三 六	三 八	三 九	三 一	二 八	一 八	七月十五日洪水。
七 六 五	三 三	二 二	四 四	四 三	八月四日。 三十年來の大雨。	七月十四日暴雨。 八月十七・八日洪水。 凶作。	七月十六日・八月二十四日天竜川大出水。 六月・七月洪水。 八月二十四日より雨にて小渋川・天竜川増水。 八月中七日洪水。	六月・八月洪水。 七月二十日大洪水。 被害甚大。凶作。 九月二十九日大洪水。 被害甚大。	六月・八月洪水。 七月・九月洪水。	四月出水。 七月一日暴雨。	七月十五日洪水。
十一月十四日大風水害。 風速二十一メートル。	十一月七日大豪雨にて工事中の水神橋落つ。 七月二日豪雨のため各所の橋梁・人家流失。 田畠浸水。	六月より八月にかけて大旱魃。 五十年ぶりの旱魃。 め埋まる。	八月二十三日大暴雨。 被害甚大。	天竜川大増水。 前沢川大洪水により、家屋・田畠流失多し。 理兵衛堤防土砂のた							

一九三四	昭和九	九月二十二日大暴風雨。被害甚大。
一九三六	一一	九月二十七日豪雨あり。久米路橋流失。
一九三八	一二	七月一日連日の豪雨。河川氾濫。程野で人夫三名生き埋め。
一九四〇	二三	六月十九日雷雨性豪雨あり。天竜川増水。飯田の雨量二二二ミリメートル。飯田測候所開設以来。
一九四一	二〇	四月二十八日降雨。被害各地にあり。
一九四五	二〇	十月五日上久堅にて水害。死者七名。
一九五〇	二五	六月降雨。後大出水あり。被害起きたる。
一九五二	二七	六月二十三日台風に橋梁、道路等被害。
一九五三	二八	七月十七日より二十日豪雨災害。雨天の日百八十日。
一九五九	三四	八月二十六日風速三十七メートルの風害。
一九六一	三六	「三十六年六月梅雨前線豪雨災害」。
一九六九		六月二十三日より降り始めた雨は二十七日に至り豪雨となる。天竜川両岸の被害は正徳五年ひつじ満水以後の大きな灾害。
一九七〇	四五	八月飯田以南に大豪雨。松川入りにて神戸御影高校七名遭難。
一九八二		六月十日大雨被害。上伊那地方河川被害百十箇所。
		八月三日台風十号にて遠山地方孤立状態になる。

**下平 元護** (しもだいら げんご)

大正 7 年下伊那郡豊丘村神籠に生まる  
昭和18年より郡下小学校に奉職  
昭和52年退職  
現在 上伊那郡中川村歴史民俗資料館に勤務

---

昭和63年3月10日 発行  
平成3年7月20日 第2刷

企画発行	建設省中部地方建設局 天竜川上流工事事務所	長野県駒ヶ根市上穂南7-10 〒399-41 <b>0265-82-3251</b>
著者	下 平 元 護	長野県上伊那郡中川村葛島933 〒399-38 <b>0265-88-3619</b>
編集	㈲北原技術事務所	長野県南安曇郡豊科町高家5279 〒399-82 <b>0263-72-6061</b>
印刷	双葉印刷(有)	長野県松本市城東2-2-6 〒390 <b>0263-32-2263</b>

## 「語りつぐ天竜川」の発行にあたって

天竜川は独特の河川形態をもつ河川です。上流部は諏訪湖が洪水を調整して比較的穏やかな表情をしていますが、多雨域を後背地にもつ三峰川、小渋川、太田切川などの支川を合流するたびに、洪水とともに大量に土砂を受け入れて一気に急流土砂河川の様相を呈し、途中多くの狭窄部の間に氾濫原を形成してきています。

一方この氾濫原は伊那谷の穀倉地帯でもあり、地先の人々は出水の度毎に溢流する天竜川との間に涙ぐましい闘いを繰り返していました。

この天竜川の氾濫を鎮め水を高度に利用するための地元の長い営為の後を受けて、昭和12年から砂防を、昭和22年から河川を国が直轄事業として取り組むようになり、それぞれ50年及び40年を経過しました。その間、地域の皆様から絶大なるご協力を賜り、以前と比べると天竜川の安全性は格段に向上いたしました。

しかし安心は出来ません。絶えず流域の変貌をみつめて、河川施設の整備運用や維持管理を図っていかねばなりません。

また、天竜川は地域の人々の情操のうえでも深い関わりがあり、独特的の風土や文化を育んでまいりました。河川を危険なものとして遠ざけたり、水があるからといって過度に取水してしまってはなりません。治水利水について一応の成果をみた現在、地域にとって望ましい天竜川の姿を考え実現していくことがこれから課題であると思います。

私たちは、天竜川流域の自然立地・生態及び人びとの係わりなどについてより深く理解するよう努め、より知恵のあるものに仕上げたいと考えるものであります。

「語りつぐ天竜川」は以上の趣旨に基づいて、天竜川の治水に関する地域の経験や知見を収集周知し広く地域共通の知識とすることにより、よりよい天竜川を築いていきたいと考え発行するものです。

なお、ご執筆いただいた方々には、自由な立場でお考えを披瀝していただいたため、建設省としての見解とはならない場合があることを付言いたします。

今後とも天竜川の治水について皆様のご指導ご鞭撻をお願いいたします。

建設省中部地方建設局天竜川上流工事事務所  
所長 清治 真人

## 「語りつぐ天竜川」目録

- |                           |        |
|---------------------------|--------|
| 1. 伊那谷の気象                 | 米山啓一著  |
| 2. 天竜川上流域の立地と災害           | 北沢秋司著  |
| 3. 天竜川に於ける河川計画の歩み         | 鈴木徳行著  |
| 4. 総合治水の思想                | 上條宏之著  |
| 5. 総合治水と森林と               | 中野秀章著  |
| 6. 伊久間地先に於ける天竜川の変遷        | 松澤武著   |
| 7. 天竜峡で見た天竜川水位の変遷         | 今村真直著  |
| 8. 村境は不思議だ                | 平沢清人著  |
| 9. 諏訪湖の富栄養化と生物群集の変遷       | 倉沢秀夫著  |
| 10. 諏訪湖の御神渡り              | 米山啓一著  |
| 11. 理兵衛堤防                 | 下平元護著  |
| 12. 近世 天竜川の治水 -伊那郡松島村-    | 市川脩三著  |
| 13. 川筋の変遷 -天竜川と三峰川の場合-    | 唐沢和雄著  |
| 14. 伊那谷山岳部の降雨特性           | 宮崎敏孝著  |
| 15. 天竜川の橋                 | 日下部新一著 |
| 16. 伊東伝兵衛と伝兵衛五井           | 北原優美編  |
| 17. 天竜川の魚や虫たち             | 橋爪寿門著  |
| 18. 天竜川のホタル               | 勝野重美著  |
| 19. 天竜川流域の村々              | 松澤武著   |
| 20. 小渋川水系に生きる 一人と水と土と木と - | 中村寿人著  |
| 21. ものがたり 理兵衛堤防           | 森岡忠一著  |
| 22. 量地指南に見る 江戸時代中期の測量術    | 吉澤孝和著  |
| 23. 土木技術と生物工学 -生きものを扱う技術- | 亀山章著   |
| 24. 戦国時代の天竜川              | 笹本正治著  |
| 25. 天竜川の水運                | 日下部新一著 |
| 26. 惣兵衛川除                 | 市村咸人著  |
| 27. 紙芝居 開墾堤防 -下伊那郡豊丘村伴野-  | 竹村浪の人著 |
| 28. 昭和36年伊那谷大水害の気象        | 奥田穰著   |

(以上既刊)